

タイトル	刑事判例研究 札幌高判平成29年7月27日（グループホーム「みらいとんでん」火災事件控訴審判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，53(3)：69-82
発行日	2017-12-30

判例研究

認知症対応型共同生活介護事業所の火災により七名が死亡した事故に関し、同事業所運営会社代表取締役の防火管理業務上の過失が争われた場合について、無罪を言い渡した原判決を破棄し業務上過失致死罪の成立を認めた事例（グループホーム「みらいとんでん」火災事件控訴審判決）

札幌高裁平成二九年七月二七日判決（上告）

（平成二八年（う）第二〇六号…業務上過失致死被告事件）
（判例集未登載）

神 元 隆 賢

【事実の概要】

被告人は、認知症を患う高齢要介護者のための共同生活住居であるグループホームとして、入居者に対し入浴や排泄、

食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行う認知症対応型共同生活介護事業所「みらいとんでん」（以下「本件施設」）の事業者である有限会社の代表取締役として、本件施設の運営等の業務全般を統括するとともに、防火対象物である本件施

設の建物（以下「本件建物」）の設備等の設置、維持及び防火管理の業務に従事していた。

本件建物は、木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建・床面積合計二四八・四三平方メートルの居宅で、一階部分に居間兼食堂（以下「本件居間兼食堂」と台所のほか個室として利用されている入居者用居室等が、二階部分に事務室のほか同様の入居者用居室等が、それぞれ設けられていた。本件建物には認知症を患う九名の高齢者が上記各居室に入居し、本件火災発生当時、一階は入居者のうちAが外泊して不在であったが、本件居間兼食堂にB（八九歳）が、各自の居室にC（九二歳）、D（八五歳）、E（八八歳）、F（七四歳）及びG（八三歳）の五名が、二階は各自の居室にH（六五歳）及びI（八一歳）の二名が、それぞれ在室していた。Bは、本来二階の入居者用居室で寝起きしていたが、足の痛みを訴えて階段の昇降ができなくなったために、本件居間兼食堂に簡易ベッドを置いて寝起きするようになっていた。

本件居間兼食堂は、形状が南北六メートル余り、東西四メートル余りの長方形であり、天井が二階まで吹き抜けで、東側の中央やや北側から台所に、そのやや南側からDの居室に、西側の中央付近からCの居室にそれぞれ通じていた。また、

暖房のため、床暖房用半密閉式石油ストーブ（以下「本件ストーブ」）が本件居間兼食堂の西側壁面に沿って北端から一二七ないし一三二センチメートル前後離れた位置に東に向けて設置され、Bの使用する簡易ベッドは同様に西側壁面に沿って、本件ストーブから南方に一二〇ないし一二五センチメートル前後離れた位置に設置されていた。

本件ストーブは、最上部に内部の灯油燃焼に伴う熱を室内に放熱する放熱器があり、その上面外側に、放熱器に直接接触することを防ぐため、金属製の棒が格子状に縦横に組まれた上面ガードが取り付けられていた。本件ストーブの前面には、内部に直接接触することを防ぐために前面ガードが取り付けられていたほか、本件ストーブの周囲に、ほぼ同じ高さのストープガードが正面と両側面をコの字型に囲む形で置かれていたが、上面部を覆うものでないから、ストープガード越しに本件ストーブの上面に物を置くことは可能な状態であった。本件ストーブのように、天板部が覆われておらず高温となる放熱器が露出している構造のストーブは、一般的に高温の天板部に可燃物が載った場合に発火しやすいといわれている。また、本件火災の当日には、本件ストーブの北側と南東側周辺に二台の物干台が置かれ、多くの洗濯物が掛けら

れていた。

本件施設における夜勤の体制は、午後四時三〇分から翌朝午前九時三〇分までの間を一人で勤務するというものであり、その間、主に一階の本件居間兼食堂で待機するほか、各入居者の居室を見回ったり、入居者のおむつを交換したりするなどの業務に当たっていた。そして、本件当日は介護福祉士の資格を持つJが一人で夜勤に当たっていた。

そのような状況で、午前二時一五分頃に本件ストーブ付近から出火し、火は周囲の壁や床等に燃え移った（以下「本件火災」）。Jは火災を目の当たりにし、台所にあった消火器を持ち出すなどして消火に当たろうとしたものの、単独で消火や入居者を救出することができないものと諦めて、Gの居室の窓から脱出し、午前二時二二分頃に携帯電話機を使って一九番通報をした。Jは本件火災により負傷（気道、角膜、顔面及び手指熱傷、入院一か月余、通院五か月余）した。消防隊は午前二時三〇分頃に本件建物に到着し午前六時〇三分頃まで消火活動を行ったものの、本件建物は全焼した。上記入居者中、Gは救出されたもののB、C、D、E、F、H、Iは死亡した。Bの遺体は上記簡易ベッドから四メートル余り離れた台所内で発見された。その後の調査により、本件建

物内の漏電や本件ストーブの異常燃焼を示す痕跡は発見されなかった。

以上の事案について、検察官は、本件火災が発生した際に本件ストーブの前にBが着ていたはずのパジャマ上下を脱いだ状態で佇立していたと述べるJの供述、警察官実施に係る、同じ会社製造に係るストーブの手動運転の火力「大」（最大火力）に設定して行われた燃焼実験（以下「本件燃焼実験」）によれば、天板上に乗せた衣類が短時間のうちに着火したこと、本件ストーブ上の天板上の付着物から炭化した微細な布片が検出されたこと等を根拠に、本件火災の発生原因は、Bが本件ストーブの天板上に衣類等を置いたためであるとしたうえで、被告人には、火災の原因となる危険な行動を取りかねない入居者を居間兼食堂で寝起きなどさせ続けないようにするなどの適切な措置を講じ、そのような入居者の行動を原因とする火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を怠った過失があり、業務上過失致死罪が成立すると主張した。

原判決（札幌地判平成二八年一〇月一四日（判例集未登載））は、以下のように判示して無罪を言い渡した。

まず、Jの供述の信用性について、臨場感と一貫性があるとする一方、Jが夜勤業務中に横になっていたのを見たこと

がある旨の元従業員らの供述、本件ストーブの出火に伴って想定される煙の発生、火災警報器の警報音、飼育されていた犬の鳴き声等に気づかなかったこと等から、Jは夜勤業務中に仮眠を取ったことがあったものと推認され、これが本件当日の深夜であったという疑いに理由があるというべきであること、的確な裏付けがあるわけではないこと、Bが閉塞性動脈硬化症の影響で足指に壊疽症状を呈していたうえ、かねてからの水虫や巻き爪による足の爪の変形や剥離があつて、通常の歩行が困難な状態となっていたほか、腰椎圧迫骨折の既往症のために腰痛を抱えていたため、一人での自力歩行や立位保持が困難であつた障害及び身体機能等の状況、Jが本件ストーブの上に物を置くといったBの挙動を現認したわけではないこと、Bがパジャマ上下を身に着けていなかったとしても、そのパジャマが簡易ベッドに近い位置にあつた可能性も相当程度残ること等から、「本件火災の発生原因に関するJの申告内容それ自体に信ぴょう性を認めるのは困難といふべきである。……Jが殊更虚偽の申告をしたとは認め難いにしても、先にみたところによると、意図的ではないにせよ、本件火災の発生原因につき考えるなどしたところを根拠に乏しいまま申告したという疑いが払拭できない。」とした。

その際、Bの身体的能力について、「Bの障害や当時日常に見られた身体機能等の状況を前提とすると、その歩行・立位保持能力は日によって差異があつたと認められるものの、Bが簡易ベッドから本件ストーブ前まで一人で自力で歩いて移動した上、立った状態でいたというのは、そのことが不可能であつたとまではいえないものの、それなりに困難を伴う行動であつて、日常的に優に想定されるような事態ではなかったと認められる。……Bの遺体は居間兼食堂東隣の台所内で発見されたことが認められるが、Bがそこに移動した状況はおよそ明らかではなく、一人で自力歩行したのではなく、はうなどとして移動した可能性があるから、当時Bが一人で自力歩行して本件ストーブの前に移動し、立位を保つことができたとする証左にはならない。」とした。なお、Bを診察していた医師や介護に当たっていた本件施設の複数の元従業員が、Bが独力で自由に歩くことや立位を保持することが困難であつたと証言したが、介護記録には、本件火災発生前一か月以内の時期において、Bが自力で立ち上がり、又は歩行したとの記載が少なからず存在するところ、「これらの記載は非常に断片的なもので、そこからBの挙動、動作が個々具体的にどのようなものであつたかをうかがうことはできず、そ

もそも、これらの記載をした元従業員本人らが出廷してより詳細にその点を供述しているのであるから、Bの歩行・立位保持の状況については、これらの公判供述に依拠して認定判断すべきものと考えられる。」とした。

次に、本件燃焼実験の結果については、火力設定が明らかではないものの相当時間経過しても炎が生じなかったとする消防局実施の燃焼実験と対比して検討すると、この種のストーブの上に衣類を置いた場合に、本件燃焼実験に現れたような短い時間経過で衣類が発火することがどの程度確実、あるいは一般的といえるかについては、疑問が残るといわざるを得ないとした。

さらに、炭化した布片について、Bが本件火災当時着ていたとされるパジャマの繊維の織り目が、同布片のそれと織り方が異なること、物干し台に干されていた衣類については繊維分析等が行われていないこと、鎮火後本件ストーブの天板上には、激しい火勢等の中で本件建物の他の箇所から落下又は飛来したことが想定される相当量の残焼物が堆積していたこと等から、前記付着物が本件火災発生当時から上面ガード上に存在していたと認めること自体確かなのかどうか疑問が残るとした。

そのうえで、「本件公訴事實は、本件火災の発生原因は、居間兼食堂で寝起きなどしていたBが本件ストーブの上面に着ていたパジャマなどの衣類を置くなどしたことにあるとの前提に立ち、本件建物の設備等の設置、維持及び防火管理業務に従事していた被告人において、火災の原因となる危険な行動を取りかねない入居者を居間兼食堂で寝起きなどさせ続けるようにするなどの適切な措置を講じ、そのような入居者の行動を原因とする火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を怠ったという点での過失を問う内容となっている。しかしながら、本件火災の発生原因をそのようなものと認定することができないのはこれまで検討してきたとおりであって、そうである以上、先のような過失を問題とする本件公訴事実の下では、犯罪の証明がないこととなる。」とした。

検察官控訴。

控訴審において、検察官は、公訴事実のうち、被告人に「本件建物の本件居間兼食堂で、火災の原因となる危険な行動をとりかねない入居者を寝起きなどさせ続けられないようにする」という義務があったとする部分を削除し、被告人の過失行為として「適切な措置を講じないまま、本件ストーブを点火した状態のまま本件居間兼食堂で、火災の原因となる危険な行

動をとりかねない入居者Bを寝起きなどさせ続けた」とあるのを「適切な措置を講じないまま、漫然と本件施設を運営し続けた」に変更し、本件火災の原因について「Bをして、本件ストーブの上面に着ていたパジャマなどの衣類を置くなどさせて、これを燃え上がらせ」たとした主位的訴因を、人物を特定せず「入居者をして可燃物を本件ストーブの上面に置くなどさせて、これを燃え上がらせ」たと変更した予備的訴因の追加を請求し、認められた。

【判旨】

破棄自判…有罪（禁錮二年執行猶予四年）。

まず、Jの供述の信用性について、「原判決は、J証言の内容について、臨場感と一貫性があるとしながら、明かりの消えた状態で精神的に大きく動揺しながらごく短時間に限り目にしたにすぎないとして、Jの視認状況が良好でないことを理由に信用するに足りる内容でないと判断していると解される。しかし、J証言は、炎を見た、Bが本件ストーブの前に立っていた、自ら消火を試みたといった事実について、相当な程度にわたり具体的かつ明確に述べており、見間違いや思い込みによって誤った証言をしたとはおよそ考えられない内

容である。したがって、J証言の核心部分は、自己の体験した事実を記憶のままに述べたものか、さもなくば殊更に虚偽を述べたと評価されるべきものである。そうすると、明るさ、心理状態、目撃時間といった視認状況の不良さを示す事情は、見なかったものを見たと述べた虚偽の証言をした証左とならないから、その信用性評価に影響する事情といえない。しかるに、原判決は、視認状況が良好でなかったことをもって、J証言の信用性を肯定できない一事情と捉えており、適切な信用性評価をしたという難しいものといふほかない。」とし、Jの負傷内容等からJが消火器等を用いて消火しようと述べるJ証言を強力に裏付けること、火の周りが相当に速かったと認められること等から、「Jが初めに本件ストーブ付近の炎を見た際の状況や引き続いて消火に当たった際の状況は、本件ストーブに近づくことができる程度のいまだ火勢がそれほど強くない状態であったと考えられ、Jの供述内容はその意味でも自然なものと評価することができる。仮にJが原判決の指摘する仮眠等に陥って本件火災の発生に気付くのが遅れた場合、本件ストーブに継続的に供給されている灯油に引火するなどして火勢が急激に強くなり、出火箇所が本件ストーブであると把握することも消火を試みることも甚だ困難

となっていた可能性が少なくないというべきである。したがって、Jは、その証言のとおり、本件居間兼食堂で本件ストーブから出火する状況を現認した上、直ちにその場から退去することなく、なおその場にとどまって消火を試みた可能性が極めて高いと見られるのに、原判決がこの点について検討した形跡は見当たらない。」とし、Jの供述内容、消火器が本件居間兼食堂で発見されたこと等に照らし、Jは本件前夜午後一時頃まで休憩を取っていたものの、「Jが本件居間兼食堂で出火した直後の状況を現認し直ちに消火を試みた可能性が高く、本件火災発生の頃に仮眠を取っており、そのため本件火災の発生に気づくのが遅れたような経過はなかったものと認められる」とした。

Bの身体的能力については、「本件で遺体が本件居間兼食堂に隣接する台所で発見された事実から、Bが少なくとも簡易ベッドから本件居間兼食堂内を横断して台所内の遺体発見地点に至るまでの四メートル余りの区間を独力で移動することが可能であったことは明白である。このことは、Bについて、日頃から自力歩行や立位保持に困難を伴っていたとする指摘を踏まえても、歩行や佇立した事実があり得なかったものでないことを示しており、それを前提とするJ証言を裏付

ける意味を持つ事実である。……Bが、上記区間を独力で移動した方法は、直立歩行によるか、原判決のように這うなどして移動したかのいずれかと考えられるが、日頃から動くことの少ない八九歳の高齢者であった上、腰痛を抱えていた身体状況から判断すると、四メートル余りの距離を這って移動する方法は相当な困難を伴うものと見るべきである。しかるに、直立歩行が不可能であったが這うことはできたとする判断は、余りに便宜的であって事物を適切に評価したものといえない。……Bの遺体は、胸部や大腿部の前面が炭化しているのに対し、背部が基本的に焼損しておらず、Bが這って移動したことから整合しない状況が認められる。」とした。上掲の介護記録の記載については、「介護記録の記載は、複数の職員により、上記のとおりかなりの具体性を持った内容が記されている上、そもそも職員間の引継ぎなどの目的で入居者の体調や様子を正確に記載することが求められるという文書の性格や、その記録作業が日常的に繰り返される業務であって、作為の入り込む可能性が低く、殊更に虚偽を記載するような事情も想定できないから、その記載内容は基本的に正確なものと評価すべきである。……また、上記元従業員の中に、被告人と同様に、本件火災の発生に関する管理責任の有無につ

いて捜査対象とされた者もあり、それらの元従業員は、自分たちや被告人ら幹部の責任を免れたり軽減させたりする目的で、現場に居合わせたＪ一人に本件火災の責任を負わせようと意図する動機があるというべきである。これらの事情に照らし、元従業員らの上記証言は、本件以前に記された介護記録に反する内容であり、たやすく信用することができない」とした。そのうえで、「Ｂの歩行及び立位保持能力が原判決指摘のように必ずしも低いと認めることはできないから、そのことを理由にＪ証言の信用性が否定されるとはいえない」とした。

次に、本件燃焼実験の結果については、「その実験結果は、設定した条件の下で衣類が発火したという客観的な結果を立証する限度で、本件火災の機序を検討する上で有意義なものであり、証拠価値が高いことは疑いを入れない。しかるに、原判決が上記のように論難する理由は、結局のところ、本件火災の際の本件ストーブの火力の認定に尽きるものと解される。……そして、本件燃焼実験で最大火力に設定した理由は、本件ストーブが、自動運転に設定された場合に、室温が設定温度より三度以上低くなったときに最大火力で燃焼する仕様となっていたところ、Ｊが、本件火災発生当時に本件ストー

ブは設定温度を二三度又は二四度とする自動運転に設定されていたが、本件居間兼食堂の室温が二〇度より大幅に寒かったと説明したことに基づくものである。」とし、Ｊが本件ストーブの設定状況や本件当時の本件居間兼食堂の温度について虚偽を述べるべき理由や動機は想定できないこと等から、「本件当時の本件居間兼食堂の室温は二〇度未満であったものと認められる。……ストーブを最大火力に設定した場合に比較的短時間で衣類が発火することがあるという事実は動かし難いというべきである。」とした。

さらに、炭化した布片については、「繊維製の可燃物を本件ストーブの天板上に置いたことが本件火災の発生原因であると仮定すると、その可燃物の一部が焼け残って天板上から発見されることは当然に想定される現象である。したがって、綿製の繊維状物質が本件ストーブの天板上から発見されたことは、他の事実と相まって、置かれた可燃物が上記パジャマであるか否かはさておき、上記のような発生原因の存在を推認させる有力な間接事実の一つとなり得るというべきである。」とした。

以上のようにして、本件火災の発生原因に関する原判決の上記認定及び判断は不合理と言わざるを得ないとし、「本件

火災の発生原因は本件ストーブの天板上に綿製の繊維製品等が置かれたことであつたと考えられる。その上、Bは、本件ストーブから発火した際にその直近に佇立していたが、他の者が本件ストーブに近寄つた形跡がなく、認知症を患う高齢者であり、火の危険性を十分に認識しないまま、石油ストーブの上面等に可燃物を置くなどという火災の原因となる危険な行動をとりかねない精神状態にあり、着ていたパジャマを脱いでいた様子が認められ、本件ストーブの近くに二台の物が置かれ、多くの洗濯物が干されていた状況を踏まえると、脱いだパジャマや干されていた洗濯物又はその双方を本件ストーブ上に置くという挙動に出たために発火して本件火災に至つたものと推認することができ、本件におけるその余の証拠関係を考慮に入れると、その推認のとりの火災原因を認定するのが相当である。」とし、「当裁判所は、上記のとおり、本件における主位的な訴因である本来の公訴事実を肯認できると判断したものである。」と結論づけた。

そのうえで、被告人の予見可能性については、「本件ストーブは、床暖房用半密閉式石油ストーブであつて、最上部に放熱器があるため、構造的に天板部が相当な高温となり、可燃物が載せられた場合に発火する危険があつた。また、……上

部に天板部との接触を防ぐためのストーブガードは設置されていなかった。一方、本件施設の入居者は、いずれも要介護認定を受けた認知症高齢者で、その障害のために行動の予測が困難で、火の危険性を十分に認識しないまま、本件ストーブの天板上に可燃物を置くなど、火災の原因となる危険な行動をとるおそれがあり、実際に、入居者が周囲に置かれた上記ストーブガードにタオルを掛けるという出来事があつた。そのため、本件ストーブの安全性が問題視され、従業員から被告人にストーブの交換が進言されたこともあつた。そして、入居者のBについて、前記のような経緯で、本件ストーブからそれほど離れていない本件居間兼食堂内に設置された簡易ベッドで寝起きさせており、夜間等の従業員の監視が行き届かない際に、危険な行動に及ぶべき可能性があつたといえる。なお、Bは、……介護記録によれば独力で立つたり歩いたりすることがあつたと把握されているから、被告人において、Bが他の入居者と同様に本件ストーブの天板上に可燃物を置くなどの行動に出る可能性があることを認識し得たものと認められる。」として、これを認めた。

さらに、被告人の結果回避義務については、「まず、被告人は、本件ストーブを上面が熱くならないFF式ストーブなど

の安全性の高いものに交換することにより、本件のような火災の発生を未然に防止することができたと認められる。なお、本件施設の改修工事を請け負った証人は、本件居間兼食堂にFF式ストーブを設置する場合、……高額の費用を要することとなると証言している。しかし、火災が発生すれば入居者の生命や身体に深刻な被害が生じるおそれがある上、本件建物に重大な財産的損害が生じるおそれがあることは論を待たないから、そのような大幅な改修が必要であったとしても、ストーブの交換による結果回避の可能性がなかったといえない。また、本件ストーブの天板を覆うストーブガードは市販されていないものの、業者に制作を依頼すれば、一五万円弱の費用で調達することが可能であったというのであるから、そのようなストーブガードを設置することで本件のような火災の発生を未然に防止することが可能であったといえる。さらに、Bの寝起きする場所を本件居間兼食堂から移動させる対応が可能であったと考えられる上、人件費の増加を考慮しても夜勤を二名体制とすることも不可能であったとはいえない。以上のとおり、被告人において、本件のような火災の発生を未然に防止するための実行可能な種々の措置を講じることができたと認められるから、結果回避義務を肯認す

ることができる。」とした。

【評釈】

一 本件は、平成二二年三月一三日に北海道札幌市北区屯田で発生したグループホーム「みらいとんでん」火災事件の控訴審判決である。入居型介護施設いわゆる老人ホームや、認知症高齢者を入居させ集団生活を営むグループホームで夜間に火災が発生して入居の高齢者が多数死傷する事故は、本件のほか、平成一八年一月八日に発生して七人が死亡し三名が負傷した長崎県大村市「やすらぎの里さくら館」火災事件⁽¹⁾、平成二一年三月一九日に発生して一〇名が死亡した群馬県渋川市「静養ホームたまゆら」本館火災事件、平成二五年二月八日に発生して五名が死亡し七名が負傷した長崎県長崎市「グループホームベルハウス東山手」火災事件⁽²⁾など、近年頻発している。高齢者社会の到来とともに、このような高齢者入居施設は増加しつつあるが、消防法上の規制を回避するために延床面積を抑えるべく不適切な設計がなされたり、防火設備や夜間当直職員の配置等が不十分であったりするものも見られ、それが火災発生の際に大きな被害を生ずる一因となっている。

本件では、とくに本件火災の発生原因に関する事実認定が問題となった。検察官は、本件火災発生時、Bが本件ストーブの前に佇立していたのを目撃したとするJの証言をもとに、本件ストーブが最大火力の設定であれば天板上に衣類を乗せた場合に短時間で発火するとの本件燃焼実験結果、本件ストーブの天板上に炭化した布片が付着していたこと等から、Bが本件ストーブの天板上にBの着ていたパジャマを置き、これに着火したことが本件火災の発生原因であると主位的訴因に記載した。

原判決は、元従業員らの証言から、Bの身体的能力は自力歩行や佇立できるほど高くなく、Jが夜間勤務中に仮眠していた可能性もあったとして、Jの証言の信用性を否定した。そのうえで、本件燃焼実験結果については火力設定に問題があるとし、炭化した布片についてはBの着ていたパジャマの繊維と折り目が異なっていたことから、検察官が主張する発火原因を認定することができないとして、被告人の過失の有無を問うことなく無罪を言い渡した。

これに対し、控訴審では、発火原因となった人物をBに限定しない予備的訴因が追加されたが、本判決は、以下のようにして、結局は主位的訴因である本来の公訴事実を肯認でき

るとした。すなわち、Jの負傷内容から、Jが本件火災の初期段階のうちに消火器で消火活動にあたりうとしていたことが認められ、Jは仮眠等をしていたのではなかったとして、Jの証言の信用性を肯定した。さらに、Bの介護記録、及びBの遺体が簡易ベッドから四メートル余り離れた場所で背部を焼損せずに発見されたことから、本件火災発生時、Bが自力歩行や佇立可能であったとした。本件燃焼実験の火力設定については、本件火災発生時の室温に照らせば不合理ではなかったとし、炭化した布片については、Bのパジャマかはともかく、Bが衣類をストーブの天板上に乗せたことを推認しうるとした。

以上のように、Bが「着ていたパジャマなどの衣類」を本件ストーブ天板上に乗せて発火させたとの主位的訴因、入居者のいずれかが可燃物を本件ストーブ天板上に乗せて発火させたとの予備的訴因に対し、原判決では、Bが着ていたパジャマに乗せたとは認められないとし、本判決では、Bがパジャマかはともかく衣類に乗せた事実認定して、主位的訴因を認めた。事実認定に関する原判決と本判決の相違は上述の通りであるが、本判決も繊維の折り目等から、本件ストーブの天板上に乗せられた衣類がBの着ていたパジャマとまで限定

して認定してはいない。もともと、そもそも当初からの主位的訴因が、着ていたバジャマ「などの衣類」だったのであるから、本件ストーブの天板上の付着物に含まれた綿を含む繊維を、Bのバジャマのものと限定する必要は必ずしもなかったということになる。この点から、結果論としては、検察官による予備的訴因の追加は不要であったが、原判決を受けての安全策として見れば、一定の評価をすることができるよう思われる。

ところで、施設の火災において、出火原因は不明であったとしても、防火管理責任者について業務上過失致死傷罪の成立を認めた判例は多数ある。

例えば、東京地判平成二〇年七月二日判タ一二九二号一〇三頁（新宿歌舞伎町ビル火災事件）は、防火管理設備が不十分であった雑居ビルにおいて、夜間に発生した放火が疑われる火災により四四名が死亡、三名が負傷した事案について、「本件においては、確かに、誰かが本件ビルに放火したことにより出火した可能性が高いとみられるのであるが、火災の直接的な発生原因を作出した者の責任を問うことと、出火を前提として火災の拡大を防止し、火煙の影響により建物利用者等に危害が及ばないようにするための防火管理上の注意義務

を怠った者の責任を問うこととは本来両立しうる別個の問題というべきである。」として、防火管理責任者ら五名について業務上過失致死傷罪の成立を認めた。

上掲「静養ホームたまゆら」火災事件に関する前橋地判平成二五年一月一八日判タ一四一二号三五六頁は、防火設備や夜間当直職員の配置等が不十分であった要介護高齢者等入居型介護施設において、夜間に発生した火災により入居者一〇名が死亡したが、火災の発生原因について、死亡した入居者の喫煙に関連した出火の可能性があるものの特定することができず、しかし放火の可能性は否定された事案について、「館内禁煙とは名ばかりであり、当時もたまゆら本館に喫煙者や喫煙経験者はいたのであって、たばこを原因とする火災発生の危険性も続いていた」などとして、防火管理責任者であった運営法人理事長の予見可能性を肯定し業務上過失致死罪の成立を認めた。

以上からすると、本件についても、防火管理責任者であった被告人について、火災の原因がBによるものかなどが仮に不明確であったとしても、刑事責任を問うこと自体は十分可能だったということになろう。

二 本判決は、被告人の結果回避義務について、ストーブを上面が熱くならないFF式ストーブなどの安全性の高いものに交換する、本件ストーブの天板を覆うストーブガードを調達し設置する、Bの寝起きする場所を本件居間兼食堂から移動させ、夜勤を二名体制とする、などの措置により火災の発生を防げたとしてこれを認めた。

この種の老人介護施設において、火災発生防止のための夜勤二名体制が必要かが争われた判例がある。すなわち、前掲前橋地判平成二五年一月一八日は、防火管理責任者の作為義務として、避難訓練の実施、防火設備の充実などとともに、夜間当直職員二名以上の配置の要否が争われたところ、「歩行が不可能な者を含む入居者の避難誘導作業をすることができ、夜間当直職員を二人配置していれば、本件被害者九名のうち、……三名については、職員の措置により確実に避難させて死亡を回避することができたと認められる。……そのほかの六名……については、少なくとも、そのうち二名については、職員の措置により確実に避難させて死亡を回避することができたと認められる。……上記六名中、この二名以外の四名については、確実に避難させることができたとは認められない。……職員を三人配置していれば、それ以上の被害者

を避難させることができた可能性はあるが、……三人まで配置すべき注意義務は認められない。……職員一人では、例えば、車椅子に乗り移らせて暗い中を移動する作業に対応できないことも十分に考えられるところであり、上記のように防火管理上、貧弱な構造、設備のもとで、一人の職員で一六名という数の入居者を安全確実に避難させることは相当に困難であると考えられる。そうすると、被告人には、たまゆら本館の夜間当直職員を増員して、常時少なくとも二人を配置すべき刑法上の注意義務があったと認められる。……支出の増加としては年間百数十万円で収まると認められ、これはたまゆらの事業規模等に照らし履行不可能とはいえないし、運営を継続する以上、その範囲の支出をしても、職員の増員は実施しなければならぬものである。……三人の職員の配置が望ましいことは確かであるが、夜間当直職員の数について他の施設の実情は証拠上明らかではない。……常時三名となると、事業規模に照らし、給与捻出の面でも相当の困難が伴うと認められる。……三人の職員を配置すべき注意義務は認められない。」とした。

以上に照らせば、この種の老人介護施設では、規模や設備にもよるが、原則として夜勤は二名体制が要求されることに

なろう。「静養ホームたまゆら」本館は、木造平屋建てで床面積は合計約三六二・九〇㎡、入居者用個室一六室と、本件施設より規模が大きく入居者も多かった。しかし、「みらいとんでん」が認知症を患う高齢要介護者のための施設であったことを考慮すると、火災による入居者の死亡の危険性は「静養ホームたまゆら」と同様に高かったといえる。さらに、夜勤職員が仮眠、休憩することも考えられ、やはり夜勤二名体制が要求されるというべきであろう。

(1) 日本グループホーム学会「大村市の認知症高齢者グループホームの火災についての調査報告と今後のグループホームの防火対策への提言」(<http://www.ght-gakkaicom/opinion.pdf/060529.pdf>) 五頁参照。

(2) グループホームベルハウス東山手火災事件では、建築基準法に違反する増床、防火扉不備が指摘されている。国土交通省「認知症高齢者グループホームの火災概要及びその後の対応について(資料八)」(<http://www.mlit.go.jp/common/000995316.pdf>) 一頁参照。